

県南広域振興局長告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年8月10日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 一関大東線
- 2 供用開始の区間 一関市舞川字湯坪32番1地先から45番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 令和3年8月10日から同年9月10日まで